

被災地・被災者の切り捨てを許さない決議

1 東日本大震災から4年7ヶ月が経過した。被災地では今も約20万人が避難生活を強いられ、宮城県内においても約2万4000世帯、約5万3400人の被災者が仮設住宅に居住している。多くの被災者は住まいや仕事等多くの問題を抱え、先の見えない不安といらだちを募らせている。

2 被災者にとって最も重要な課題は住まいの再建である。しかし、現状は依然として立ち遅れたままである。

災害公営住宅は、建設予定約2万9000戸に対し、完成したのは4割弱程度にとどまっている。宮城県内においても、最大被災地の石巻市では仮設住宅に入居している約9000世帯のうち災害公営住宅に入居資格がない世帯が1600に上る。入居要件が「全壊」、「大規模半壊や半壊で自宅解体」と厳しすぎるためである。仙台市は、2016年3月以後仮設住宅の入居期限（5年）を原則として延長しない方針を決め、本年8月末3071世帯に対し仮設住宅供与終了の通知を出した。3071世帯の中には仙台市自身が住まいの再建実現性が低いとしている世帯が1071あり、このうち上記原則に対する例外措置である、災害公営住宅に当選したが工期等の関係で5年以内に入居できない場合のみ延長可能とする「特定延長」の対象にならない世帯が536あり、これら536世帯が仮設住宅から追い出されることになる。仙台市は災害公営住宅の増設を頑なに拒否し、行っているのは民間賃貸住宅への誘導だけであるが、家賃補助を拒否している。

3 2年程度の使用しか想定していない仮設住宅の老朽化は深刻であり、カビの発生等で被災者の健康が脅かされている。仮設住宅からの転居が始まる中、引っ越した人も仮設に残された人も地域とのつながりがうすれ、孤立化が問題になっている。また、多くの被災者が長引く避難生活によるストレスで健康を害しており、医療・介護の減免制度を国の制度として復活させることが急務である。

4 国は、「集中復興期間」を5年で終了し延長しない方針を決め、事業縮小や地元自治体の負担を求めている。しかし、被災地・被災者の置かれている現状にかんがみれば、国にはさらなる支援が要請されており、5年で機械的に支援を打ち切ることなど言語道断である。

被災地・被災者の復旧・復興は、日本国憲法第13条、25条等にもとづく憲法上の人権である。

被災地・被災者の切り捨てを許さず、最後まで国が責任を負うことを強く求める。

2015年 10月19日

自由法曹団 宮城・蔵王総会